

2025年4月以降の診療報酬改定 に関するお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、2024年度6月改定版「はやわかりマニュアル」3種につきまして発行させていただきます。この度の期中に実施される点数変更や施設基準の見直し等は反映されておりません。2025年4月以降の改定につきましては、下記の通りとなりますので、併せてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

◆医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算（2025年4月～9月）

具体的な内容

- 2025年4月から9月までにおける、医療DX推進体制整備加算のマイナ保険証利用率の実績要件を新たに設定する。
- 医療機関については、医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の要件を見直し、電子処方箋の導入の有無に関する要件を具体化した上で、既に導入した医療機関において電子処方箋管理サービスに処方情報を登録する手間を評価する観点から、導入済の医療機関と未導入の医療機関の間で加算点数に差を設ける。
- 薬局については、2025年3月31日までに多くの薬局で電子処方箋の導入が見込まれていること、紙の処方箋も含めた調剤情報を登録する手間を評価する観点から経過措置を終了し、電子処方箋を導入した薬局を基本とした評価とする。

医療DX推進体制整備加算（改定後）		施設基準（要旨）
医療DX推進体制整備加算1（医科）	12点	【医科医療機関】 （4）電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制 （原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）を有していること。
医療DX推進体制整備加算1（調剤）	10点	
医療DX推進体制整備加算2（医科）	11点	
医療DX推進体制整備加算2（調剤）	8点	
医療DX推進体制整備加算3（医科）	10点	【医科医療機関】 ・電子処方箋要件なし
医療DX推進体制整備加算3（調剤）	6点	
医療DX推進体制整備加算4（医科）	10点	
医療DX推進体制整備加算5（医科）	9点	
医療DX推進体制整備加算6（医科）	8点	

マイナ保険証利用率（注）利用率は通知で規定

適用時期	2024年10月～12月	2025年1月～3月	2025年4月～9月
利用率実績	2024年7月～	2024年10月～	2025年1月～※2
加算1・4	15%	30%	45%
加算2・5	10%	20%	30%
加算3・6	5%	10%	15%※1

※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（2024年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、2025年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

※2 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。

※3 2025年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、2025年7月を目途に検討、設定。

在宅医療DX情報活用加算（改定後）		施設基準（要旨）
在宅医療DX情報活用加算1（医科）	11点	【医科医療機関】 （4）電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制 （原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）を有していること。
在宅医療DX情報活用加算2（医科）	9点	【医科医療機関】 ・電子処方箋要件なし

【診療報酬】

◆入院時の食費基準額（2025年4月～）

具体的な内容		
入院時食事療養（Ⅰ）・（Ⅱ）の費用の額及び入院時生活療養（Ⅰ）・（Ⅱ）のうち食事の提供たる療養の費用の額について、それぞれ1食当たり20円引き上げる。		
入院時食事療養（改定後）		備考
1. 入院時食事療養(Ⅰ)（1食につき）		注) 住民税非課税世帯の人は1食につき10円の引き上げ、住民税非課税世帯の70歳以上の高齢者で前年の公的年金収入が80万円以下等の人は据え置く。
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	690円	
(2) 流動食のみを提供する場合	625円	
2. 入院時食事療養(Ⅱ)（1食につき）		
(1) (2)以外の食事療養を行う場合	556円	
(2) 流動食のみを提供する場合	510円	
入院時生活療養（改定後）		
1. 入院時生活療養(Ⅰ)		
(1) 食事の提供たる療養（1食につき）		
イ □以外の食事の提供たる療養を行う場合	604円	
□ 流動食のみを提供する場合	550円	
2. 入院時生活療養(Ⅱ)		
(1) 食事の提供たる療養（1食につき）	470円	

【調剤報酬】

◆特定薬剤管理指導加算（2025年4月～）

具体的な内容	
調剤報酬の特定薬剤管理指導加算 3 - □ を 5 点引き上げる。 ※ 服薬管理指導料の加算であり、かかりつけ薬剤師指導料における同加算についても同様の見直しを行う。	
服薬管理指導料 ／ かかりつけ薬剤師指導料 （改定後）	
特定薬剤管理指導加算 3 （ 1 回限り） □ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 • 後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者さんに対して説明を行った場合 • 医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者さんに対して説明を行った場合	10点

（出典）：中央社会保険医療協議会総会 資料 個別改定項目について <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001388384.pdf> ／
中間年改定の年に行う期中の 診療報酬改定について <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001363448.pdf>（厚生労働省）をもとに田辺ファーマが作成

・本資料は、ポイントとなる部分を抜粋してまとめていますが、その内容について保証するものではありません。
・点数を算定される場合は、必ず厚生労働省の告示・通知等で詳細をご確認下さい。